

Title	〔商法 六三〕 支払拒絶後の約束手形に共同振出人として記名捺印した者の責任
Sub Title	
Author	饗庭 忠男(Aeba, Tadao)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1967
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.40, No.8 (1967. 8) ,p.151- 154
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19670815-0151

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 六三三〕 支払拒絶後の約束手形に共同振出人として

記名捺印した者の責任

（東京地裁昭和三九年一月八日判決
昭和三八年の第四六九三号約束手形金請求事件）
下級民集一五卷一二号二八八七頁

【判示事項】
支払拒絶後の約束手形に共同振出人として記名捺印をした者に責任を認めることの可否（積極）

【参照条文】 手形法第七五条・第七八条

【事実】

原告X会社は昭和三六年当時、被告Y₁会社に対し、運送料債権を有していたが、被告Y₁会社はその債権の支払のため、当時の被告Y₂会社代表者Aから同会社単名振出の約束手形二通、合計金二、二六三、三二八円を原告X会社大阪出張所長Bに交付した。

その後、この約束手形二通は満期日に支払場所で显示されたがいずれも支払を拒絶された。

右被告Y₂会社代表者Aは、同時に被告Y₁会社の総務部長もかね、同会社大阪支店の一切の業務を担当し、同会社の代表者印も保管し

ていたところから、Bの要求によつて右Y₁会社の代表者印を使用し、共同振出人として、同会社代表者Cの記名捺印を追加することになった。

そして、昭和三七年四月、被告Y₁会社を売主とし、原告X会社及び訴外Dを買主として被告Y₁会社から被告Y₂会社所有の汽船一隻の売買契約が成立し、その代金を七五〇万円とし買主はその内金三、九〇六、六七七円を手付金として売主に支払うこととし、残代金は売主が右船舶に設定された訴外E銀行の抵当権を抹消し、所有権移転登記の手續をすると同時にこれを現金及び手形で支払うことを約し、同年五月、右手付金支払債務と原告の被告Y₁に対する本件手形金債権金二、二六三、三二八円および訴外Dの同被告に対する手形金債権金一、六四三、三四九円と相殺して右手付金の授受に代え、なお、残代金の支払ならびに前記抵当権抹消所有権移転登記の手

続、船舶の引渡を同年五月末までにすることを約した。

原告は右船舶の売買契約は被告Y₁会社が昭和三十七年五月中に訴外E銀行に対する債務を完済し、右船舶に対する抵当権を抹消することを条件として売買契約の効力を発生せしめる趣旨の仮契約であり、被告Y₁会社が同月中に前記抵当権を抹消しなかつたので右売買契約はその効力を発していないと主張し、又、船舶の引渡を受けたことはあるがそれはこの船舶の所有権を取得すべき期待権確保のためであり、売買契約の履行のためではないと主張し、被告らが各自右手形金を支払うべきことを求めて訴を起した。

被告らはこれを争い、手形金債権は船舶の引渡後、前記の方法で手付金を受けたので本件手形金債権は消滅したと抗弁した。

【判旨】

判旨は右原告告間の売買契約は原告の主張する様な仮契約ではなかつたことを認定し、原告の請求する本件手形金債権は前記船舶の売買契約に伴う手付金債権との相殺契約により消滅したと述べ原告の本訴請求を失当とし請求を棄却したが、この理由中の判断で被告が振出を否認した共同振出の追加について次の如く判示している。

即ち、被告Y₁会社代表者AはY₁会社の総務部長をも兼ね、同会社の大坂支店における一切の業務を任せられ、同会社代表者印を預り、同被告会社代表者名義で手形行為をなす権限を与えられていたものであることを認定し、従つてY₁会社単名振出の手形にAがY₁会社代表者名義で共同振出の記名捺印をしたことは、たとえそれが支払拒絶後になされたものであつても、いわゆる署名代理の権限を与えら

れた者によつてなされた有効な振出署名であつて、同被告から直接原告に右手形を交付したものでなくとも、同被告に共同振出人として手形所持人たる原告に対し、手形債務を負担するに至つたものと解すべきである。

【評釈】

この判決は次の様な重要な論点を含むものと考えられる。それは、時を異にしてなされた共同振出の効果——それも支払拒絶後の振出——についてである。

判旨はこの点について、支払拒絶後の追加的共同振出であつても、署名代理の権限を有するものによつてなされた有効な振出署名であるから効力を有し、被告から直接原告に右手形を交付したものでなくとも、同被告に共同振出人としての債務負担を認めたものであるが、その振出が支払拒絶後になされたものであることについては格別の検討を加えていない様に考えられる。追加的共同振出の場合に改めて交付の必要はないとする点では、昭和三十九年の最高裁の判例(最高裁・昭和三十九年四月二二日・民集一八卷四号五五三頁)と軌を一にするし、この様な態度が振出について創造説をとつたか、契約説に立つたか明らかでない点も同一である。

時を異にする手形の共同振出については種々論議され、共同振出を一個の手形行為とみる立場からは、共同意思もなく、又は後になされた振出署名の効力については疑いがあるとされ、追加的署名は実質的には保証と同じ性格のものであつて、前の署名者の振出行為とは別個の行為であるという説(上柳・判批論叢六(一六卷二号一〇三頁))もあるが、手形行為

は同じ一通の手形の上にたとえいくつもなされたとしても、各手形行為は手形面上の記載を内容としてなされたそれぞれ個別独立の行為であつて、この理は共同振出の場合でも異なるものではない。たとえ追加的署名をなした振出人の真意が保証であつたとしても、振出人としての署名がある以上、文言証券性からみて振出以外に解すべきではないと考えられる。

従つて振出人全員の意思統一をまたずに署名したことにより、あるいは署名の時期に先後があることによつては、振出人としての責任に格別の差異が生ずるものとは考えられない。そうでなければ手形上の記載に信頼をおいた所持人の利益が結果的に著しく損われるとする説（塩田・手形法・小切手）に賛したい。

右の結論は振出行為は債務負担を目的とする署名によつて成立するという創造説からは容易に導きだされるが、署名以外に手形の交付が必要であるという交付契約説の立場からも同様の結論に達すると考えられる。

思うに手形振出の場合、受取人に対する交付が要求せられるのは手形の占有を得さしめるためである。とすれば、すでに受取人が第一の振出人によつて手形の占有を得ている場合には第二の振出人は重ねてその占有を取得させる必要がないからである。

ところで以上述べた時を異にしてなされた手形の共同振出の効果は手形の流通期間における理論であるが、すでに流通期間を了えた支払拒絶後において追加的署名による共同振出がなされた場合にも同様のことが言えるか否かは問題である。

この点については二通りの考え方が可能である。

即ち第一の考え方としては、そもそも振出という手形を創出する様な基本的手形行為は追加的署名による共同振出の場合を考慮に入れても少くとも最初になされるべきであつて、流通証券たる機能を失つた支払拒絶後に於ては考えられないのではないか、よしんば振出人としての署名がなされても、それは実質的には振出としてみられず単に保証と考えるべきである。その署名を振出とみず保証とみても保証人は振出人と同じく債務負担の意思表示によつて責任を負う点では変りがなく手形債権者にとつて満足をうることに差がない、という様なことが挙げられよう。

次の考え方としては、振出行為はなるほど基本的手形行為であるが、約束手形の振出人は絶対的に手形金額について債務があり、単に償還義務者ではなく、時効で手形金債務が消滅するまで責任を負うものである。

この点からみれば、支払拒絶前でも、それ以後でも責任の態様に変りはない。

債務負担を目的とする手形行為を支払拒絶後になすことは実益もあり格別これを否定すべき理由もないとして、支払期日後に第三者が手形保証をすることを有効とする判例（和歌山地裁・昭和三六年〇月二九日・下級民集二卷一〇号二四九頁）もあり、拒絶証書作成期間経過後の手形についての保証も同様（東京地裁・昭和三七年六月五日）点から、支払拒絶後の振出行為も認められるのではないかとこの考え方である。

前者は振出という手形行為の本質からみて支払拒絶後の基本的手

形行為は考えられないとするものであり、後者は実質的解決をはかる立場から理解できる考え方といえよう。

思うに、手形の記載上からみて、支払拒絶前の振出署名か否かは区別し難いし、記載上振出とあるものを保証とみなすべき理由もない。

それは手形の文言証券性に反することでもある。手形所持人の利益と流通保護をはかる点からもこの様な考え方は否定されよう。

(慶庭 忠男)

〔労働法 三九〕 女子労働者の超勤時間と三六協定

労働基準法違反被告事件
昭和四二年一月三〇日大阪高判
大阪高裁昭和四一年(五)第一六〇三号
労働経済判例速報五九五号九頁以下

【事実】
事業主である被告人甲陽護謨工業株式会社は、同会社従業員組合との間に、労働基準法三二条、三六条にもとづく協定を締結しており、それによれば、一日一時間が超過勤務の限度として定められていた。ところが被告人は、その限度を超えて、女子労働者二五名をして延八一七回にわたり、一人一回一五分ないし五時間五〇分合計一、二七三時間二〇分の時間外労働をさせたものである。

原裁判所(西宮簡易裁判所)は、これに対して、右の事実関係をすべて認めながら、そのうち一日の時間外労働が二時間をこえ、一週の労働時間が六時間をこえる部分についてのみ、労働基準法六一

理論的には支払拒絶後における基本的手形行為という難点はあるが、具体的解決をはかりうるという点からみて後者の考え方を妥当とする。

判旨には右の様な説示はなく、署名代理の権限を与えられた者の行為として有効と認めている点、若干論旨不十分といえるのではなからうか。結論としては判旨に賛成である。

条、一一九条一項を適用して有罪とし、その余の部分については、前記協定には違反しているが、一日につき二時間、一週間を通じ六時間に足りないものであるから、労働基準法六一条違反の罪を構成しないと、無罪と言いつ渡した。本件は、検察官がそれを不服として控訴した控訴審である。

【判旨】
裁判所は、検察官の主張を認めて原判決を破棄し、原裁判所に差し戻したが、その判旨はつぎのとおりである。

一 労働基準法三二条一項の定める一日八時間、一週四八時間労働の原則の例外規定は、「八時間労働の原則そのものが修正される同